

(二) 分場において行う場合	
a 区分A	115,700円
b 区分B	107,300円
c 区分C	98,900円
□ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(一) 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が20人の場合	
a 区分A	163,700円
b 区分B	155,700円
c 区分C	139,200円
(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
a 区分A	131,500円
b 区分B	126,200円
c 区分C	120,900円
(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	107,700円
b 区分B	104,500円
c 区分C	97,900円
(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
a 区分A	94,700円
b 区分B	92,500円
c 区分C	87,700円
(2) 分場において行う場合	
(一) 区分A	115,700円
(二) 区分B	107,300円
(三) 区分C	98,900円
注1 指定特定身体障害者入所授産施設(指定施設支援基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。)又は指定特定身体障害者通所授産施設(指定施設支援基準第2条第3号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。)(それぞれ指定施設支援基準第51条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定身体障害者授産施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。	
2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、重度重複障害者加算として、指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき31,100円を、同施設において、通所による指定施設支援を行った場合又は指定特定身体障害者通所授産施設において、指定施設支援を行った場合は、1月につき10,300円を所定額に加算する。	
3 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、当該期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。	
2 入所時特別支援加算	22,300円
注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に、所定額を加算する。	

3 退所時特別支援加算	21,800円
注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。	

○豊州労働福祉センター
 知的障害者福祉会(昭和三十五年五月廿七日)第十五条の五第一項(昭和三十五年五月廿七日)に於て用いる場合を指す。)の規定に準じ、知的障害者福祉会に属する指定施設支援に要する費用の額の算定に關する基準(昭和三十五年豊州労働福祉センター)の1節を次のものに改定し、昭和三十六年四月一日から適用する。ただし、昭和三十五年既に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

昭和三十六年四月一日
 豊州労働福祉センター 大田 坂口 力
 局長を次のものに定める。

別表

知的障害者居宅生活支援費額算定表

通則

イ 指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額は、1、2(注2、注3及び注4を除く。)3(注3を除く。)又は4により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、2(注2、注3及び注4に限る。)又は3(注3に限る。)により算定する額を加えた額とする。

ロ イの規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

1 知的障害者居宅介護支援費	
イ 身体介護が中心である場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	2,310円
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
(3) 所要時間1時間以上の場合	5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額
ロ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間30分以上1時間未満の場合	1,530円
(2) 所要時間1時間以上の場合	2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額
ハ 移動介護が中心である場合	
(1) 身体介護を伴う場合	
(一) 所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
(二) 所要時間1時間以上の場合	5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額
(2) 身体介護を伴わない場合	
(一) 所要時間30分以上1時間未満の場合	1,530円
(二) 所要時間1時間以上の場合	2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額